

平成27年第3回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成27年9月11日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成27年9月11日（金）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第89号から議案第106号まで
- 第6 請願第6号から請願第9号まで、陳情第9号及び陳情第10号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
15番	村川四郎君	16番	佐藤孝君
17番	金光英晴君	18番	猪股文彦君
19番	金子克己君	21番	竹内道廣君
23番	近藤和義君	24番	根岸勇雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育委員会 委員長	仲川進君	総合政策監	池町円君
会計管理者 兼会計課長	原田道夫君	総務課長 兼選挙管理 委員会事務 局長	渡辺竜五君

総合政策課長	小 林 泰 英 君	行政改革課長	本 間 聡 君
世界遺産推進課長	安 藤 信 義 君	財務課長	池 野 良 夫 君
地域振興課長	加 藤 留 美 子 君	交通政策課長	渡 邊 裕 次 君
市民生活課長	村 川 一 博 君	税務課長	川 上 達 也 君
環境対策課長	名 畑 匡 章 君	社会福祉課長	鍵 谷 繁 樹 君
高齢福祉課長	後 藤 友 二 君	農林水産課長	坂 田 和 三 君
観光振興課長	大 橋 幸 喜 君	産業振興課長	市 橋 秀 紀 君
建設課長	清 水 正 人 君	下水道課長	野 尻 純 一 君
学校教育部長	吉 田 泉 君	社会教育課長	越 前 範 行 君
両津病院院長	小 路 昭 君	監査委員局長	計 良 隆 弘 君
農業委員会	長 敏 宏 君	消防課長	中 川 義 弘 君
危機管理幹事	羽 藤 政 吉 君	契約管理幹事	伊 藤 浩 二 君
庁舎整備備幹事	猪 股 雄 司 君	農林水産整備	安 達 正 博 君

事務局職員出席者

事務局 局長	源 田 俊 夫 君	事務局次長	中 川 雅 史 君
議事調査係	齋 藤 壮 一 君	議事調査係	太 田 一 人 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（根岸勇雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第3回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（根岸勇雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、6番、大森幸平君及び8番、中川直美君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（根岸勇雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、岩崎隆寿君。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） おはようございます。9月定例会の会期及び会期日程についてご報告いたします。

会期につきましては、本日から10月1日までの21日間とします。会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。

本日は、諸般の報告、行政報告の後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、散会后、各派代表者会議を行います。

14日は、10時から産業建設常任委員会、午後1時30分から市民厚生常任委員会を行います。これは今定例会から新たに行う試みではありますが、各常任委員会に付託されている請願について、他の委員会に属する紹介議員から説明を受けることを主な目的として開催するものであります。なお、総務文教常任委員会につきましては紹介議員が総務文教常任委員でありますので、あえてこの日は開催しないということとなります。

15日から18日までが一般質問であります。質問者は14人です。

15日は、午後1時から議会報編集特別委員会を開催します。

17日は、一般質問終了後、各派代表者会議を開催します。

18日は、一般質問終了後、追加議案の上程を行います。追加議案の内容は、まず平成26年度決算の案件が14本、次に佐和田行政サービスセンターの耐震大規模改修工事請負契約であります。これは近日中に行われる入札の結果によるものであります。最後に、金井温泉の事業再開に関する案件であります。これは執行部において近日中に行われる審査の結果を踏まえて、追加上程について判断されるということとなりますので、現段階では未定ということとなります。執行部の方針が固まり次第、改めて議会運営委員会に対して報告がなされるということとなりますので、その際は再度私から皆さんへご報告をいたします。なお、追加議案は上程日の前日の17日に議場配付いたします。追加議案の上程等の後、今年度の決算審査特別委員会の設置及び同委員会への付託等を行います。散会后は、決算審査特別委員会を開催します。

24日から29日までの間が常任委員会審査であります。25日につきましては、世界遺産関連の公務が予定されていることから、議案調査日といたします。

24日は、3 常任委員会終了後、各派代表者会議を開催します。

30日は、午後3時を目途に常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、議会運営委員会を開催いたします。

10月1日は、午後1時半から最終日の議事を行います。特別なものとしては、政務活動費の一部改正条例の発議及び国分寺市への議員派遣の議決がございます。

なお、最後に本日の執行部の説明員について申し上げます。教育長が健康上の理由により欠席されておりますので、本日は教育委員長が出席されております。

私からの報告は以上であります。

○議長（根岸勇雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 今の委員長の報告ですと25日が世界遺産の公務ということですが、議会開会中の公務は議会の運営にかかわることで、何が公務なのかよくわからぬですが、どういう公務なのか具体的な説明を求めます。3回しかできないので、改めて聞きますが、どこか出張するのか、するとすればどういう目的で誰に要請されて、どういうふうにして行くのか。まだこの世界遺産が候補にならなかったということについて、市長からも市民に対する正式な報告もないし、この後どうするのかということも決まっております。議会も多額の予算を毎年議決した責任がありますが、その総括もしていない。それなのに、もうだめになったのに、また公務としてわざわざ議事を事実上休会にするというのはよく理解ができないのですが、その説明を求めます。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

岩崎議会運営委員長。

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） ただいまの猪股議員のご質問にお答えします。

25日におきましては、世界遺産の国会議員連盟の主催によります勉強会が東京のほうで開催されます。その勉強会につきまして、以前から佐渡市の議員連盟の会長、副会長等役員の方が出席しておりました。そして、今回もまた執行部のほうから出席してもらいたいということで要請がありまして、それで議会運営委員会に諮ったところ、このようなことで、委員会を欠席するのはどうかということで、世界遺産に向けての活動も大切なことなので、この日を一日議案調査日ということにして、それで東京のほうの勉強会のほうに出席するというふうなことで話し合いが議会運営委員会で行われましたので、このような形になりました。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 議員連盟の会合に出るのに公務ということはおかしいし、執行部も、国会は18日から20日ごろ閉会するわけだから、国会はいいとしても、地方議会は今最中なのに、それを休んで議員連盟の会合に、もちろん政務活動費が何かで行くのだろうと思うけれども、そういう要請をする執行部もおかしいし、またそれに応える議会もおかしい。まだ何も議会は総括していない。小学生の通信簿と違って、いや、一生懸命努力したから、よくやりましたということにはならない。政治は結果責任ですから、私はこ

の後可能性があれば、それぞれがもう一踏ん張りふんどし締め直して、もっと責任を重くして、そしてやるというなら、これもまた一つの方法だけれども、全くそのことについて議会は協議もしていない、総括もしていない、そういうところに、だめになったところへまたふわふわついていくということは、これは許されないと思います。それはどういうふうにもこの後するのかわかりませんが、議会の公務は、開会したら市長の提案したことについて誠心誠意審査をして議決をする、これが最大の公務である。そのところを間違えないように議長以下各役員はしていただきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から10月1日までの21日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は21日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（根岸勇雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（根岸勇雄君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。平成27年第3回佐渡市議会定例会に当たりまして、平成27年第2回佐渡市議会定例会以降の行政報告についてご説明を申し上げます。

報告第18号から第20号までにつきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて、専決処分をしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものであります。

報告第21号 平成26年度佐渡市一般会計継続費精算報告書につきましては、継続費を設定をいたしました両津港埠頭地区開発事業ほか6事業が平成26年度で完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告をするものであります。

報告第22号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものであります。

また、報告第23号 平成26年度決算に基づく資金不足比率につきましては、これも地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するもので

あります。

報告第24号 一般社団法人佐渡市真野自然活用村公社の経営状況につきましてであります、及び報告第25号 一般財団法人赤泊振興公社の経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、当該法人の事業計画及び決算に関する書類を提出するものであります。

報告第26号 市有地の土地信託事業における収支状況につきましては、三井住友信託銀行株式会社と土地信託契約を締結をしておりました東京都新宿区西早稲田の土地にかかわる信託の収支について、平成27年3月に契約を解除いたしましたので、地方自治法第243条の3第3項の規定により、当該信託の実績に関する書類を提出するものでございます。

以上、行政報告の説明は終わらせていただきます。

○議長（根岸勇雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 先ほども会期日程のことについて質疑がありましたが、議会運営委員会の委員長は会期日程の報告をして、行政報告ということであります。今ほど市長が言ったことでいえば、6月以降の行政についてのご説明を行いますと言ったのだけれども、全く報告していなくて、議案の説明ではないですか。6月議会にも行政報告なかった。この9月にもないということになります。あなた方から言わせれば、まさかそんなことはないと思うのですが、与党議員には説明してあるから要らないというのかもしれませんが、やっぱりこれきっちり、今地方創生や、例えば観光を中心としている市政の中で、あかねというカーフェリーが入った、先ほどの世界遺産の話もそうです。そういったことを行政報告でやっぱり市民に向かってやるし、議会にもしっかりやるということをすべきなのではないですか。今の完全に、まさかと思ったのだけれども、最初から最後まで議案の説明でしかなかったと思うのですが、これはどういうことになっているのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

この議会における定例会報告につきましては、以前より地方自治法に基づく報告のほうをこの場でさせていただいているということでやっておるといふふうに理解しております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 最近特にそうなってきて、行政報告が非常に簡単になってきた。テレビで定例記者会見やっているから、それでいいというのかもしれないけれども、市民の声を反映する場の議会ですから、やっぱりこししっかり言わなければだめです。言っておきますけれども、見ていると6月もなかったのです。3月の当初予算のときに市政方針があって、それからこの6月、9月まで市政がどんなふうに進んだかということ全く市長の口から本会議で語らない。先ほど議会運営委員会の委員長は行政報告ということではちゃんとやっていて、にもかかわらず何のことない、議案の上程でしかない。あれ聞いていて、我々もわからない、市民もわからない。これ大問題だと思いませんか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） その件につきましては、必要に応じて議会と我々とでしっかり話をしております。

すので、その中のルールとして再度話し合うということは必要かというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 議長をお願いします。議会運営委員会の委員長もそうですけれども、行政報告というのは、やっぱりしっかりやるべきなのです。町村でいうと全員協議会で話をしたから、本会議何もやらなくて、やるというところあるのだけれども、こういうことやってはならぬというのが議員の地方自治法なのです。議長のほうで適切に対処してください。

○議長（根岸勇雄君） わかりました。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 議案第89号から議案第106号まで

○議長（根岸勇雄君） 日程第5、議案第89号から106号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第89号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について）。本案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,000万円を追加をし、予算総額を455億9,314万5,000円とする補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。補正内容は、平成27年7月16日に金井コミュニティセンター駐車場で発生をいたしました交通死亡事故に対し、補償保険として支払う保険金の費用でございます。

議案第90号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について）。本案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ500万円を追加をし、予算総額を455億9,814万5,000円とする補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。補正内容は、平成27年8月2日に開催された2015佐渡オープンウォータースイミングにおいて発生をいたしました死亡事故に対し、補償保険として支払う保険金の費用でございます。

議案第91号 佐渡市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、特定警察職員などの定義を定める地方公務員等共済組合法の規定が削除され、同様の内容が厚生年金保険法に新たに規定されることから、当該定義を引用、規定している条例の一部を改正するものでございます。

議案第92号 佐渡市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本市が保有することとなる特定

個人情報の取り扱いに関する規定の整備を図る必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第93号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号を本人に通知をする通知カード及び本人の申請により交付する個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳カードの交付手数料を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第94号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、現在集落が運営をいたしておる鷺崎簡易水道及び水津簡易水道について、鷺崎簡易水道は平成27年10月から、水津簡易水道については同年11月からその運営が佐渡市に移管されることに伴い、水道料金を統一するための条例改正を行うものであります。

議案第95号 佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、両津学校給食センターの移転及び畑野学校給食センターの廃止に伴い、佐渡市学校給食センター条例の一部を改正するものであります。

議案第96号 佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、条例で定める消防団員の定員について見直しを行い、「2,014人」を「1,900人」に改めるものであります。

議案第97号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ5億2,270万1,000円を追加をし、予算総額を461億2,084万6,000円とするものであります。補正内容は、歳入では国県支出金、繰越金及び市債などの増額計上と繰入金の減額計上、歳出では米農家と連携をいたしました米粉を原料とする製品の開発、販売事業を支援する6次産業化促進事業に4,000万円を予算計上するほか、両津湊・河崎地区統合保育園移転改築事業に1億415万円や周遊滞在型観光推進事業にかかわる債務負担行為の設定などを予算計上するものであります。

議案第98号 平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ220万円を追加をし、予算総額を81億6,920万円とするものであります。補正内容は、一般被保険者の資格の適正化に伴う一般被保険者保険税還付金の増額と、その財源である一般被保険者国民健康保険税を増額するものであります。

議案第99号 平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,264万7,000円を追加をし、予算総額を7億3,454万7,000円とするものであります。主な補正内容は、人事異動などに伴う人件費の減額、後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

議案第100号 平成27年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2億310万1,000円を追加をし、予算総額を88億450万1,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では人事異動に伴う一般会計繰入金を減額し、平成26年度決算に伴う繰越金を計上するもので、歳出においては人事異動などに伴う人件費を減額をし、平成26年度決算に伴う国庫負担金などの精算返還金及び給付準備基金積立金を増額するものであります。

議案第101号 平成27年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4,294万5,000円を追加をし、予算総額を14億6,494万5,000円とするものであり

ます。主な補正内容は、歳入では一般会計繰入金、繰越金、諸収入、簡易水道事業債の増額、歳出では扶養者の異動などに伴う人件費の減額、一般会計繰出金、維持管理費、建設改良費の増額であります。

議案第102号 平成27年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ20万7,000円を追加をし、予算総額を33億5,230万7,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では繰越金、下水道補償料、下水道事業債の増額、繰入金の減額、歳出では一般会計繰出金、下水道管理事業費、都市下水路工事費、国府川浄化センター建設償還負担金にかかわる消費税相当分、測量設計委託料、汚水管渠工事及び工事負担金の増額、人事異動などに伴う人件費及び下水道施設維持管理委託料、雨水管渠工事、水道管等補償費の減額であります。

議案第103号 平成27年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ771万6,000円を減額をし、予算総額を4億6,918万4,000円とするものであります。主な内容は、歳入では平成27年度介護報酬改定に伴いますサービス収入の減額と一般会計繰入金の増額及び前年度決算に伴う繰越金の増額、歳出では人事異動などに伴う人件費の減額及び前年度決算による一般会計繰入金の精算に伴う繰出金を計上するものであります。

議案第104号 平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ525万5,000円を追加をし、予算総額を6億515万5,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では平成27年度介護報酬改定によるサービス収入の減額と一般会計繰入金の増額及び前年度決算に伴う繰越金の増額、歳出では人事異動などに伴う人件費の減額と施設修繕料の増による一般管理費の増額及び前年度決算による一般会計繰入金の精算に伴う繰出金を計上するものであります。

議案第105号 平成27年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的収支について、支出を282万3,000円追加し、支出総額を24億4,069万2,000円とするものであります。主な内容としましては、人事異動等に伴う人件費の補正であります。

議案第106号 平成27年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を13万円減額し、収入総額を16億6,635万7,000円に、支出を126万7,000円減額をし、支出総額を16億8,893万6,000円とするものであります。また、資本的収支について、収入を475万円増額をし、収入総額を7億1,117万9,000円に、支出を4,968万6,000円増額をし、支出総額を13億493万8,000円とするものであります。主な補正内容は、収益的収支は人事異動などに伴う人件費の減額であります。資本的収支は、配水管等の布設替え事業の増額でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第89号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第89号についての質疑を終結いたします。

議案第90号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）に

ついて)の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(根岸勇雄君) 質疑なしと認めます。

議案第90号についての質疑を終結いたします。

議案第91号 佐渡市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(根岸勇雄君) 質疑なしと認めます。

議案第91号についての質疑を終結いたします。

議案第92号 佐渡市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(根岸勇雄君) 質疑なしと認めます。

議案第92号についての質疑を終結いたします。

議案第93号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(根岸勇雄君) 質疑なしと認めます。

議案第93号についての質疑を終結いたします。

議案第94号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(根岸勇雄君) 質疑なしと認めます。

議案第94号についての質疑を終結いたします。

議案第95号 佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(根岸勇雄君) 質疑なしと認めます。

議案第95号についての質疑を終結いたします。

議案第96号 佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(根岸勇雄君) 質疑なしと認めます。

議案第96号についての質疑を終結いたします。

議案第97号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算(第5号)についての質疑に入ります。本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出についてはさらに複数の款に分けて行います。

それでは、議案第97号についての歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第97号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第97号についての歳出に関する質疑に入ります。1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を終結いたします。

次に、3 款民生費及び4 款衛生費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

3 款民生費及び4 款衛生費についての質疑を終結いたします。

次に、6 款農林水産業費から8 款土木費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○8 番（中川直美君） ここに出ている農林水産課のやつで、6 次産業化促進事業費の関係です。きのうも新聞にも載っておりました。具体的に言うとななた方の説明資料によれば、地域活性化に資する事業の事業化に取り組む民間業者の初期投資費用について、自治体が、つまり佐渡市が助成する経費に対して総務省が交付するものという定義なのだけれども、そうするとこの間も佐渡市の、今回の一般質問でもあるのだけれども、交付金の使い方がどうのこうの云々というのも含めて言うと、これ総務省も認めている公益的な事業だから補助金出せるということなのだろうとは思うのだけれども、どっちがこれ責任の主体になるのでしょうか。総務省のある制度に対して、ルール的に佐渡市が4,000万円やるというものなのか、あなた方の説明だと自治体が助成する経費に対して総務省が交付するということだから、この交付金の市の補助金のそれで事業やるということだから、責任性というのは市にあるのだろうというふうに思うのですが、その辺はどうなっているのかお尋ねをしたい。

それと、歳出の関係、債務負担行為もいいですか。

○議長（根岸勇雄君） どうぞ。

○8 番（中川直美君） 債務負担行為の関係です。観光関連で年度をまたいでやるということなのだろうと思うのだけれども、平成29年度まででしょう、これ。すごく長い債務負担行為だろうというふうに私は思うのです。あなた方が取り組む内容でいえば8 項目を上げていて、広告宣伝費から最後の貸し切りバス不足対策というところまで上がっているのだけれども、ことしと来年にかかわることで債務負担行為で超えて途切れなくやっていくというのは、これわかるのだけれども、この後誰が市長になるかもある、議員も誰になるかというのものもあるのだけれども、そのときの状況にはまた別途、例えば貸し切りバスが不足と思って、今例えば531万1,000円出しているでしょう。では、不足というとき、そのとき補正するということになるのか、この全体の仕掛けをもうちょっと教えていただきたい。ご承知のとおり会計年度の独立の原則というのがあるから、こういった債務負担行為を組んでやるのだけれども、その辺はどうなのかという

のが1点。

もう一点は、この前の議会でも市長答弁していましたが、民間でできることは民間でという話でいうと、ここに8つあって、広告宣伝、旅行商品の造成、モニターツアー事業云々というの、これは具体的には市がどこかに出す補助金ということなのか、市の観光振興課そのものもこれ取り組むということなのか、一体どういうことなのか、もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 池町総合政策監。

○総合政策監（池町 円君） ご説明いたします。

6次産業化の事業の件についてですけれども、これ総務省の地域経済循環創造事業交付金を活用いたしております。このプロジェクト自体は、これあくまで補助事業でございますので、事業主体が責任をとるということになりますけれども、佐渡市においては佐渡市のほうからその事業者へ直接補助をいたしますので、この予算化に当たりましては、この事業の経営体の能力、それから事業計画の妥当性について、私どものほうも金融機関とあわせてきちっと審査をして、国のほうに申請をして認められております。そういった意味での責任は佐渡市にはあるということになるかと思えます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

まず、平成29年度までの債務負担行為ということの件につきまして、貸し切り不足バス対策ということで、これにつきましては6月に修学旅行が集中するということで、そこでバス不足が発生いたしますので、これを9月以降に分散するということに対してインセンティブを支払うというもののなのですが、学校のほうで修学旅行を決定するのが2年ぐらい前から決定するということが多いものですから、これにつきましてはもう今から説明するに当たっては平成29年度までの部分についてお願いするという形なものですから、平成29年度までの債務負担行為ということにさせていただいております。

それから、広告宣伝、それから旅行商品造成、それからモニターツアー、これにつきましては我々のほうでしっかりと仕組み等考えまして、観光協会のほうに委託するという形で考えています。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 前段の6次産業化ですが、これ別に私悪いとか言っているのではないのです。責任の所在もやっぱり池町総合政策監が言ったように事業者そのものに責任があるのは、これ間違いないのだけれども、結果として市を通して総務省のこれやって市が出すのだから、先ほど言ったように交付金はどう使えたか云々についても市に責任があるという答弁だったと思うので、それでいいですかということと、それともう一つは観光の関係です。私資料よく見たら平成29年度までになっているのは今話があった修学旅行の観光バスの話だけだったのだけれども、2年前に決めるといったって、その直前になって、今回いろんなこともあってこっち来るというのも含めてあると思うのです。どうしてもやっぱり要るものなのか。不足したときにはどうなるのですかということが1つ。

もう一つは、モニターツアーまで言いましたが、下の周遊型観光の充実のための2次交通支援も含めて、あなた方が示しているやつのうち全部市が企画をして委託するということになるのだろうと思うけれども、それは例えば観光を市としてバックアップしていかなければならないというのは、これ間違い

ないし、やっていかなければならない、観光だけではなくて、福祉であろうと、ほかの産業であろうとバックアップしていかなければならないというのは私必要だと思うのだけれども、あなた方よく言うではないですか。我々がやるよりも民間がやったほうがよくなると。だけれども、今の話だと我々が練って委託するというのはうまくいかないのではないかと思いますのですが、その辺はどのように考えているのですか。

○議長（根岸勇雄君） 池町総合政策監。

○総合政策監（池町 円君） ご説明いたします。

議員ご指摘のとおり、事業実施後のフォローも含めて市はしっかりと責任を果たしていくということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） まず、不足するという部分につきましてですけれども、これバスが不足ということですか、予算が不足というところでのご質問だったのでしょうか。予算ですね。予算につきまして一応我々今考えておるのは、この予算で恐らく足りるかなというところで、なくなった時点でそれまたちょっと検討したいと思ひますし、それから委託につきましては、しっかりとやはり我々のほうで企画中身を検討しまして、観光協会の意見も聞きまして連携してやっていきたいというふうに思っています。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 3回目やります。

後段の観光の関係です。結果的に言うと、あなた方観光協会とか民間事業者の意見聞いて、こんなの要る、あんなの要るってやってつくっているのでしょう、結局。それがなければこれ意味ないのだけれども、全く市が独自に企画をして下におろすというものではないのでしょう。あなた方去年ぐらいから観光戦略官も含めているわけだから、そういったものというのはこういったところにしっかり反映されているという理解でいいのですか。

○議長（根岸勇雄君） 大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 観光協会の意見も取り入れておりますし、観光戦略官のほうも考えもしっかり入れさせていただいております。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 旧両津東中学校の解体撤去工事について増額なのですから、こういったことがたびたび起こってはいるのですけれども……

○議長（根岸勇雄君） ちょっと、笠井議員、この後です。

○7番（笠井正信君） この後ですか。

○議長（根岸勇雄君） はい。

○7番（笠井正信君） では、この後にします。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

6款農林水産業費から8款土木費までについての質疑を終結いたします。

次に、9款消防費及び10款教育費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 先ほども言いましたとおり旧両津東中学校の解体撤去の工事費増額について出てきている、1,000万円ぐらい出てきているわけですが、いわば当初予算に上がっている工事費で賄うことはできなかったということのあらわれだと思うのだけれども、たびたび補正予算が上がってくるのです、工事途中に。このことについては社会福祉課だか、どういうこれ増額なのかな。違うの。

〔「民生費」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 笠井議員、民生費のほうに上がっておりますので。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

9款消防費及び10款教育費についての質疑を終結いたします。

以上で議案第97号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を終結いたします。

議案第98号 平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第98号についての質疑を終結いたします。

議案第99号 平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第99号についての質疑を終結いたします。

議案第100号 平成27年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第100号についての質疑を終結いたします。

議案第101号 平成27年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第101号についての質疑を終結いたします。

議案第102号 平成27年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第102号についての質疑を終結いたします。

議案第103号 平成27年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第103号についての質疑を終結いたします。

議案第104号 平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第104号についての質疑を終結いたします。

議案第105号 平成27年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第105号についての質疑を終結いたします。

議案第106号 平成27年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第106号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第89号から第106号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6 請願第6号から請願第9号まで、陳情第9号及び陳情第10号

○議長（根岸勇雄君） 日程第6、請願第6号から第9号まで並びに陳情第9号及び第10号についてを議題といたします。

請願第6号から第9号まで並びに陳情第9号及び第10号については、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、15日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時50分 散会